

2015年夏号

事務所HPアドレス

<http://www.tokatsu-law.com/>

ビル名が「松戸スクエアビル」に変更になりました

事務所だより

カッとび

発行

東葛総合法律事務所

編集責任者 萩原得誉

〒271-0092

千葉県松戸市松戸1281-29

松戸スクエアビル5階

電話 047-367-1313(代)

FAX 047-367-1319

残暑お見舞い申し上げます



夏の千駄堀池風景

トクサツ

「国際平和支援法」案と10本の法律の改正を盛り込んだ「平和安全法制整備法案（いわゆる「戦争立法」と言われているもの）が衆議院で強行採決されました。近年希にみる国民の大反対の行動の渦の中、「国民の理解が得られていない」ことを認めたくえでの強行採決でした。

舞台は参議院に移りました。私たちは更なる反対の声で国会を包囲しました。他国に対し、武力を背景とした威圧によって残るのは憎しみだけです。他国の人も皆同じように生存と公正を求めて生きています。日本国憲法に違反することが明らかなこの法案は絶対に廃案とすべきです。

東葛総合法律事務所

代表

弁護士 蒲田孝代

弁護士 福富美穂子

弁護士 齋藤雅子

弁護士 宗みなえ

弁護士 萩原得誉

弁護士 長浜有平

弁護士 藤吉彬

事務局長 富田常雄

事務局員一同

シリーズ

憲法を考える

すくなくともある戦争

第5回



今回は、現在、国会で審議されている、自衛隊法改正案などの10法案を一括した「平和安全法制整備法案」と、新法の「国際平和支援法案」について考えてみたいと思います。

いつでも、どこでも、
切れ目なく

法案では、日本が攻撃された場合だけでなく、日本と密接な関係にある他国（アメリカを想定）が攻撃を受けた場合であっても、他国を攻撃した国に対して日本の自衛隊が武力行使できるとしています。さらに、日本の平和や、国際社会の平和や安全を脅かされる事態には、アメリカ軍やその他の国の軍隊に対し、自衛隊が後方支援活動を行うこととされています。

これまでも自衛隊の海外派遣はありましたが、あくまでも非戦闘地域において、一応は中立の立場

で復興支援をするというものでした。しかし、安保法制の下では、アメリカが世界中で引き起こす戦争に、「いつでも、どこでも」参戦することになるのです。政府は「後方支援」という言葉を使っていますが、実際には、戦闘のために必要となる水や食料・弾薬・燃料などを前線に補給する任務を指しているのです、言葉のイメージ



「後方支援」も攻撃の対象となる…

よりはるかに危険な任務であることは明らかです。自衛隊も攻撃の対象となり（むしろ真っ先に狙われる！）、戦死者が出たり、日本が報復の対象となることもあるでしょう。

さらに、安保法制では、グレーゾーン、すなわち戦争状態でもなく、自衛隊が出動することを視野に入れていきます。尖閣諸島を巡る海上保安庁の巡視船と中国漁船との衝突の場面などがグレーゾーンにあたると思われます。「切れ目なく」自衛隊が活動をし、軍事行動を起こす結果、外交交渉や国際世論による解決の道筋が封じられ、なほ崩的に戦争に引きずり込まれるリスクが高まります。

私たちの生活は…

では、安保法制で、私たちの生活はどうなるのでしょうか。

第1に、先にも述べたとおり、自衛隊員のリスクが格段に増大するというところで、今でさえ人員不足と言われている自衛隊員が大幅に不足することは目に見えています。十分な自衛隊員（戦力）を確

保するための「徴兵制」がとられるのも、時間の問題です。

第2に、国の予算の中で増大を続ける軍事費が、さらに大きくなります。社会保障や震災被災地への復興支援など、本来必要な予算を削って、あるいは増税という手段でさらに国民に負担を押し付け、アメリカの戦争を援助するために何兆円もお金を使うということになるのです。

第3に、日本国内でテロが起こる可能性や、海外で日本人や日本企業がテロの標的になったり人質に取られるというリスクも高まります。11年前、イラク戦争の時に人質となった日本人3人は無事に



「徴兵制」も時間の問題

解放されました。しかし、日本の姿勢が「戦争容認」へと変化する中、イスラム国による2人の日本人殺害など、海外武力勢力の日本への対応も変わってきています。また、日本の平和国家としてのイメージ、ブランド力は低下し、本来日本が率先してやるべき復興支援や開発援助、人道支援といった、

平和憲法の理念に沿った国際貢献活動ができなくなる、あるいは非常にやりにくくなるでしょう。

私たちにできること

安倍首相の言う「積極的平和主義」は「積極的軍事介入主義」、

安保法制にある「国際平和支援法」は「戦争支援法」です。私たちは、「平和」という言葉にだまされることなく、戦争反対の声を「いつでも、どこでも、切れ目なく」あげていかなければなりません。こむずかしい安保法制ですが、実は、私たち一人ひとりの生活に密接に関係してくる問題なのだとい

うことを知り、署名をする、デモに参加する、メディアに意見を送る…さまざまな形で「国民は黙っていない」という意思表示をし続けなくてはなりません。すぐそこにある戦争。巻き込まれないための「国民の努力」が求められています。

(本文・イラスト 当事務所憲法委員会)

カッとび くらしの法律相談



弁護士 藤吉 彬

Q うちの隣の家の犬が、ほとんど毎日、真夜中であっても大きな声で鳴いています。私たちが何度言っても隣の家族は何もしてくれず、ノイローゼになってしまいました。どうしたらいいでしょうか。

A 隣の家の生活音が一定程度聴こえてくることは避けられませんが、しかし、それが「一般生活上我慢しなければならぬ範囲」を超えたときには、相手に対して損害賠償請求したり、今回のような

ケースで、犬の鳴き声による被害が生じないような措置を講じるよう要求することができます。どのような場合がその「一般生活上我慢しなければならぬ範囲」を越えるかはケースバイケースですが、過去の裁判例には、隣家の犬が、一定期間、ほぼ毎日断続的に泣き続け、時間帯も夜間又は朝方にかかることが多かったというケースで、30万円の損害賠償を認めているものがあります。

ただし、想像しているよりも、裁判で認められる慰謝料額が少額であることも多いので、当事者間で話し合いができなければ、裁判所で第三者を介して話し合う民事調停を申し立ててみるというでしょう。

コラム

「赤米」との格闘

事務局長 富田常雄
(兼業農家)



「一体、いつまで続くんだ…」

厳しい残暑が続く何年前の9月上旬、コシヒカリの圃場に見える「赤米」の株を取り除く作業が続く。

コンバインで稲刈りをしていると、妻から「この稲、なんか変じゃない?」。稲穂をよく見ると、のげが異様に長い。なんと、穂の中

には赤い米が。これが噂の「赤米」か。これが出荷米に混じると、異物混入米として、価値が半減する。なんとしても稲刈りをする前に取り除かなければならない。

コンバインを止め、手作業が続く。日が暮れて見えなくなるまで続く。翌日も。遅々として進まない。もう、どうでもいい、くじけそうになる自分との闘いでもある。

検査の結果が出るまで不安だったが、うれしい一等米のハンコをもらうことが出来た。

※この勝手に生えてくる迷惑な「赤米」は、雑草米と呼ばれている。栽培用の赤米は立派な商品です。念のため。

弁護士への法律相談 流れと費用のご説明



STEP1. お問い合わせ・ご予約

法律相談は予約制となっておりますので、お電話にてご予約ください。

TEL 047-367-1313

【受付時間】月～金9:30～18:00、土9:30～12:30

STEP2. 法律相談

ご予約の日時に当事務所にお越しください。弁護士が直接お話しを伺い、アドバイスとともに、依頼した場合の費用についてもご説明いたします(法律相談のみで解決できる場合はこれで終了です。)

費用 法律相談料 5,400円(税込)/1時間まで

STEP3. ご依頼

法律相談のみでは解決困難な事案の場合は、方針・費用等についてご納得いただいた上で弁護士にご依頼いただくこととなります。契約書・委任状の作成をいたします。

①着手金 (ご依頼の際にお支払いいただく金額)

②実費概算額 (事件処理にかかる実費の概算額)

STEP4. 解決へ

事件処理の進捗状況は適時ご報告し、打ち合わせを重ねながら、案件の対応を進めていきます。ご依頼後の打ち合わせでは法律相談料などは発生しません。事件が終了しましたら、成功報酬、事件に要した費用をご説明します。

費用 成功報酬 (契約書で定めた事件の成功割合に応じた金額)

初めまして。今年4月より事務所の一員となりました中島春菜と申します。
私は福岡で生まれ、千葉、福岡、広島と引っ越しを繰り返した後、また千葉に戻ってきて約13年が過ぎました。事務所に入る前は、ディスプレイの店舗で、3年

新人事務局員

なかしま

中島春菜です



半販売職として店内を走り回っていました。職種の全く違う今の仕事では、まだまだ戸惑うことも多いですが、自分が出れることを少しずつ増やしていき、1日でも早く事務所の役に立てるよう頑張りますので、どうぞよろしくお願致します。

ナカシマ ハルナ
福岡県大牟田市生まれ。小学校時代を福岡県、広島県で過ごす。その後千葉県に転居し、現在に至る。学習院女子大学を卒業。本年より当事務所正職員に。

友の会コーナー



水戸市 内原町郷土史義勇軍資料館にて

今年度の友の会旅行は、7月4日「再発見 茨城を訪ねて」をテーマに、何十年振りかの日帰りバス

講師派遣

いたします!

市民のみなさまからのご要望に応じて、当事務所の弁護士を講師として派遣しております。講師派遣のお問合せ、ご要望は当事務所まで。(担当 富田)

講師テーマ例

- 憲法・平和問題
- 成年後見制度
- 特定秘密保護法
- 刑事手続
- 身近な法律問題 (相続と遺言、夫婦に関する法律、借地・借家をめぐる法律、労働問題など)

旅行で、茨城県に行ってきました。あいにくの天気でしたが、参加者47名と、とても多くの方に参加いただきました。内原町郷土史義勇軍資料館(16歳~19歳の青少年が満州へ多数送り出され、日本の侵略政策の犠牲者であった青少年達...、いこいの村廻沼(温泉・宴会)、ポケットファームどきどき、笠間稲荷神社を巡りました。日帰りではありませんでしたが、内容も濃く、有志でのソーラン節などもあり、大いに盛り上がり、親睦を深めることができました。

今後の友の会行事予定

- 9月29日(火) 憲法学習会
 - 10月24日(土) ためになる講座
 - 12月1日(火) 忘年会
- お問合せは当事務所まで。(担当 齋藤)

編集後記

祝・カットびりニューアル!ということで今号から読みやすい事務所ニュースを心がけ、紙面を一新しました。安保法制に反対をしていくためにも、是非今回の記事に目を通していただき、反対の声を上げていきましょう。(HA)